

新潟市食の安全確保に関する庁内連絡会議設置要領

(設置)

第1条 市民の食の安全を総合的に確保するため、「新潟市食の安全確保に関する庁内連絡会議」(以下「連絡会議」という)を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議の構成員は、別表に掲げる職員をもって構成する。

第3条 連絡会議に議長を置き、保健衛生部長をもって充てる。なお、議長が指定する職員は、その職務を代理することができる。

(検討事項)

第4条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 食の安全確保に関すること。
- (2) 食の安全確保に関する情報の収集、提供に関すること。
- (3) 各関係課の相互協力に関すること。
- (4) その他食の安全確保に関すること。

(招集等)

第5条 連絡会議は議長が招集し、会議を開催する。

第6条 議長は必要に応じて会議に構成員以外の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(担当者会議)

第7条 連絡会議に必要な資料収集等を行うために、担当者会議を置く。

第8条 担当者会議の構成員は、連絡会議を構成する課の担当係長とする。

(庶務)

第9条 連絡会議及び担当者会議の庶務は、保健衛生部食の安全推進課が担当する。

附 則

この要領は、平成15年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市民生活部 市民生活課消費生活センター所長

こども未来部 保育課長

保健衛生部 健康増進課長

保健衛生部 食の安全推進課長

保健衛生部 食肉衛生検査所長

保健衛生部 衛生環境研究所長

農林水産部 農林政策課長

農林水産部 農村整備・水産振興課長

農林水産部 中央卸売市場長

農林水産部 食と花の推進課長

教育委員会 保健給食課長

（事務局）

保健衛生部 食の安全推進課